

國第百五十四回
參議院總務委員會會議

平成十四年四月十八日(木曜日)

午前十時開會

委員の異動

辛丑

四月十八日	吉川	春子君	宮本	岳志君
辭任	岩城	光英君	補欠選任	補欠選任
渡辺	秀央君	平野	後藤	博子君
				貞夫君

宮本
丘

副大臣 総務大臣

平野貞夫君
松岡満壽男君
又市征治君

て出席を求めるに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田村公平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

とまず御感想をお伺いをいたしたいと思います。
○國務大臣(片山虎之助君) 谷川委員の言われる
ところ、消防法令をしつかり守らせるということ
において私は不十分な点があつたと思いますね。
ただ、ホテルニュージャパンの方はホテルとい
うことと、比較的大きなビルはまあまあ守つてい
るということはあるんですよ。ホテルニュージャ
パンの火事の後、また消防法令をちょっと強化し

事務局側　総務大臣政務官　滝　寒君

本件の趣旨説明は去る十六日に聽取しておりますので、これより質疑に入ります。

ましたからね。ところが、この雑居ビルみたいに小さいやつはそこまで行き届いていなかつたと
いうことでございまして、大変私も遺憾に思つて

出席者は左のとおり
委員長 田村 公平君

政府参考人 民主黨員
消防庁長官 石井 隆一君
内島修君

○谷川秀善君 おはようございます。自由民主党の谷川秀善でございます。

したがいまして、是非この消防法の改正をやりたいと、こういうことでござりますので、ひとつあります。

卷四

○政府参考人の出席要求に関する件
○消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

そこで二三質問をさせていただきたいと思
いますが、時間の関係もございますので、できる
だけ簡潔に御答弁をお願いをいたしたいと思いま
す。

増やしたという残念なことになつたんだろうといふうに思つておりますが、それを踏まえまして、消防庁の方で昨年の九月、十月に小規模雑居ビルを対象に全国一斉立入検査をされたと聞いております。その結果はどういう状況でございましたん

○委員長(田村公平君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

歌舞伎町ビルの火災は、延べ面積がせいぜい五百平米足らずの小さなビルで四十四人という大変

○政府参考人(北里敏明君) お答えを申し上げます。

まず、政府参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

な犠牲者を出したわけでございます。この原因はいろいろあろうと思いますけれど

新宿区の歌舞伎町ビル火災の発生を踏まえまして、今、先生御指摘のとおり、昨年の九月の三日、

本日の委員会に消防庁長官石井隆一君、消防庁次長北里敏明君、消防庁審議官東尾正君、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長岩田喜美枝君及び中小企業庁事業環境部長久郷達也君を政府参考人としてお呼び出し、本件の調査結果について報告して顶くこととした。

な犠牲者を出したわけでござります。
この原因はいろいろあるうと思いますけれども、やはりいわゆる法令を遵守していなかつたと同時に、法令を遵守させる努力が少々足りなかつたのではないかなど、こういうふうに思つております。そして、多くの犠牲者を出したということでござりますが、その点に関しまして総務大臣、ちよつ

新宿区の歌舞伎町ビル火災の発生を踏まえまして、今、先生御指摘のとおり、昨年の九月の三日、全国の消防機関に消防庁長官通達を发出いたしまして、三階以上の階が娯楽、飲食等の用途に用いられております小規模雑居ビルの一斉立入検査を実施いたしました。結果につきましては、調査項目のうち、消防計

第二部 総務委員会会議録第十二号 平成十四年四月十八日 【参議院】

画の未策定、約六五%、消防訓練の未実施、約八二%など、また、そういう防火管理関係の項目につきましては、すべての項目について違反が半数を超えていた。また、九割を超える調査対象物に何らかの違反があつたというようなことが判明しているわけでございます。

○谷川秀善君 今、御説明をいただきましたが、九割という言わばほとんどの雑居ビルにおいて何らかの形で、何といいますか、違反といいますか、そういう状況があつたということをございます。が、これでは、いざ何かが起つたときには大変なことになるということは、これはもう間違ないことでございまして、その辺のところを、どうしてこういう小規模雑居ビルの違反の是正が進まなかつたのか、その辺のところをどうお考えでございましょうか。

○政府参考人(北里敏明君) 先ほど大臣も申し上げましたように、旅館とかホテルなど営業目的の宿泊を伴う施設、あるいはデパートなど極めて多数の者が出入りをいたします施設につきましては、過去に発生いたしました火災時におきまして極めて大きな被害を発生させたという教訓にからんがみまして、消防機関が一年に一回立入検査を行いまして、その結果を審査して適マークを交付いたします適マーク制度、こういったものを実施するなど、こういう大規模な防火対象物につきまして重点的に違反は正措置というのを講じてきましたところでござります。

他方、昨年の九月一日の歌舞伎町ビルの火災のように、小規模のビルにつきましてはこういう定期的に法令違反等の状況をチェックするという体制が構築をされておりませんで、また結果として措置命令の発動というよりも非常に少なかつたというようなこともございまして、そういう理由で違反は正が進んでいかつたというふうに思っております。

○谷川秀善君 いろいろ原因と理由があるのだと思いますが、これまでの是正命令を発動する件数が少なかつたというのは、現場の消防機関

がその措置命令を発動するための、何といいますか、基準ですね、基準が明確でなかったといううな声を私も聞くわけでございます。

と申しますのは、火災予防上必要があると認められる場合というような非常に漠然としたような内容になつておりますので、その要件がはつきりしないでございますが、今回のこの法の改正でその辺のところが、はつきり是正命令が、措置命令が発動できるという基準がはつきりするのでしょうか。その辺のところをちょっとお伺いをいたしたいと思います。

○大臣政務官(満室君) 御指摘のとおり、現行の消防法の五条でその辺の措置命令の条件を定めているわけでございますけれども、少し抽象的に過ぎると、こういうような御批判がございましたので、今回、そこら辺の考え方を整理いたしているのが第一点でございます。

それからもう一つは、例えば階段、避難階段に立ち至つた消防職員がその場でもつて命令が出せると、こういうようなことで、従来、消防長あるいは消防署長が権限とさせていたことも、軽微な問題は消防職員がその場でもつて命令が出せる」と、こういうようなことで措置命令権者も拡大をしたと。

こういうようなことで、合計二点について今回改正をいたしておりますので、今御指摘のようなことは随分改善されるものというふうに考えております。

○谷川秀善君 できるだけ現場で適切な対応ができるようにして、ただくことが、是正を速やかに行うと、行えるようになるんだろうと思ひます。そういう意味では、是非ともよろしくお願いをいたしたいと思います。

それと同時に、是正命令を徹底をさせるという

なそういう業者に対する、やつぱりある程度罰則を強化して守らせるということが必要だらうと思ひますが、その辺、罰則の強化についてはどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(石井隆一君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、違反の抑止力を高めますために罰則の強化、有効だと考えております。

具体的に申しますと、まず第一に、防火対象物の使用禁止命令違反につきましては、現行、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金となつておりますのを、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金とすると。また、防火管理業務に関する命令違反ですか消防用設備等の設置にかかる命令違反につきましては、現行六ヶ月以下の懲役又は三十万円以下の罰金となつておりますのを一年以下の懲役又は百万円以下の罰金としております。

それから第二に、どうしてもビル管理者の方が営業優先といったような観點から消防法令を少し軽視するというようなことがあると言われていることを踏まえまして、例えば防火対象物の使用禁止命令違反等につきましては、新たに両罰規定を設けまして、法人事業主に対して一億円以下の罰金を設けるということにしております。また、從来から両罰規定があるものもございますが、それも強化するということにいたして次第でござります。

○谷川秀善君 その辺のところを十分よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

そこで、ちょっと話は変わりますが、救命救急士制度ができまして、これは平成三年に創設をされたわけですけれども、大変な御活躍でいろんな急病の人たちが命を救われたということで、私は大変この救命救急士制度については非常にありますけれども、このように思つておるわけでございますが、この救命、ドクターズカーも最近出てきておりますけれども、これは別として、いわゆる一般の救急車では、救命救急士がその救急車の中でききの仕事というのは非常に簡単なことで三つに限られているわけですね。それで、いろいろ、そ

れをもうちょっと業務を拡大ができる救急率が相当高まるのではないかということが最近言われているわけです。

それで、消防庁の方としても、いわゆる厚生労働省と医師会との関係がございますから、打合せをしていただいているようでございますが、私は、今までではちょっと医師法だとかいろんな関係がございますからいろいろ問題があろうかと思いますけれども、できれば研修制度を充実をするとからんとかして、これは事は命にかかわりますから、できるだけそういう業務がある程度拡大ができるようにしてもらえればなと思っておりますが、その辺について、消防庁、どうお考えでございましょうか。

○政府参考人(石井隆一君) 今、委員がおっしゃいましたように、救命救急士の処置範囲の拡大、人命にかかることでござりますので、今おっしゃいましたように、何とか処置範囲の拡大を早く実現したいと考えております。具体的には、まずお医者さんの具体的な指示が今ないし除細動、電気ショックというのはできないことになりますが、これは一刻を争うものですから、医師の具体的な指示がなくとも除細動ができるといふうにしていただきたいと。それから、原則として医師の具体的な指示の下ですけれども、一定の薬剤の投与、あるいは気管内挿管といったものを中心に処置範囲の拡大を図つていただきたいと思っております。

何といっても、これ、厚生労働省さんが救急救命士法の御所管でありますので、厚生労働省にも強くお願いをしまして、昨日、救命救急士の業務の在り方に関する検討会というのも第一回目、両省で開催いたしております。委員の御趣旨も踏まえまして、真剣に早期に実現するように努力してまいりたいと思っております。

○谷川秀善君 いろいろあると思いますけれども、事は命にかかることでござりますから、できるだけ早急に対応をしていただき、具体的に実施できるような形にしていただきたい、これを要望

をいたしておきます。

時間も来ましたので最後になりますが、いわゆる火災の予防ということは、これだけ都会がもうビル化すれば、これは事すぐ人命にかかるわけでござりますので、やっぱりしっかりと備えあれ

ふうに思つておりますし、基本的には今回の改正は非常に必要なことだというふうに考えております。ただ、今回の改正を実行していくために、やはりいろいろまだまだ不備な部分があると思いますので、その点について聞いていただきたいというふうに思つてひます。

しては、各消防機関が消防職員を確保していくべきときの目安としまして消防力の基準というものをお示ししております。

の津から火事のときは来ていただきて、私も消防団に入つておりますが、消防団で対応するといふような本当に貧困な情勢でございますので、是非これは充実を図つていただきたいなというふうに思つております。

時間も来ましたので最後になりますが、いわゆる火災の予防ということはこれだけ都会がもうビル化すれば、これは事すべ人命にかかるわけでございますので、やっぱりしつかり、備えあれば憂いなしということがあると思いますので、少々うるさいぐらいに、うるさいぐらいにやつぱり

まず冒頭、今回のこの改正の勉強会を私、地元の方で消防職員の方三十名ぐらい集まつていただき

二十万人ぐらい必要だというような計算にもなるわけでございますが、実際には個々の市町村がおそれぞれ、例えば方けず良刃物削りなど自らの職業を守るために、ついでに里親の問題もあつたからこそ、必ずこの

の御迷惑をお聞かせないかと思います。和の質問を終わらせていただきたいと思います。

いたのが消防職員が情けなくて足りないところやつぱり非常に大変な仕事の中で消防職員が足らぬといふうに聞いているんですけども、その現状に対するご意見をお伺いしたいと思います。

して、実情に応じて市町村が人員確保しておりますが、実員としては確かに十五万四千人ほどですが、からかなり差はあるけれども、ただいま申請者にて、一三前によつた文書でござる

もう少しと、暖めしきに、また、雪でも、ふるくらう。
そういうことでやつてもらう、踏み込んでやつて
ふうふう二二二二二、事業者二二二二二二二二二

員はつきましては、たゞ十年前の平成三年は十三万五千人ほどでございましたが、現在、平成十三年六月三十一日現在では、

市町村も頑張つてくれているんじやないかと思ひ
宿区歌舞伎町ビル火災では四十四名の死者が発生
している大惨事になつたということで、その主な
しかし、この委員会でも取り上げられました新

終わります。

考えであります。また、十四年度の地方財政計画におきましては、雑居ビル等への立入検査体制の強化を目的としまして、予防要員の千七十七人を

頭　　昨年の多くの被害が出ました新宿の火事で亡くなられた方々に御冥福をお祈り申し上げたいと

しますと市町村に、地域の事情ももちろんあります。が、消防職員の確保に努めていただきたいと思つておるわけでございますが、今後とも市町村

きると思うんですが、やっぱり普通の公務員と違つて住民の方が不便を被るというなレベルではなくて、やはり生命を守つていただき、財産備、器具等の使用禁止等の一連の命令についても消防支員にでも発動できるようにしたものです。

いたときに、朝、ニュースで見ました。大変衝撃的でございましたし、NHKの国際放送で見ただ

○高橋千秋君 適正なというか、必要と思われる人数に対して何か三万人ぐらい足りないとか、そういう話を聞いたことがあるんです。それは本当

大臣は三重県におられたのでよく分かると思いま
すが、私の家は県庁から十分ぐらいのところな
んですが、私の町には消防署がありません。お隣

ざいます。

○高橋千秋君 同じように、私が行つた消防署でも、四日市内で対象になるようなるところが二つのビルがあつたそうです。それで、違反しているのが二十一だったそうです。だから、良かつたのが一だけというのが実態ではないかなというふうに思つてますが、今回対象になるような、そういう風営法でやつてあるような、商売をやつているようなところと、いうのは、はつきり言つて中にはいかがわしいところも多いわけですね。後ろには暴力団が付いているというようなところも多分多いと思います。そうすると、警察が入るにしても、この消防署の職員たちが言うのは、身の危険を感じるときもあるというふうに言つんですね。

今回、この「協力を求めることができる。」といふ部分なんですが、今まででもやはりお互いに情報交換はやりながらやつてきていたけれども、特にそういうさつき申し上げたような怖いというような、身の危険を感じるようなところへ行くに当たつては、やっぱり警察と一緒に行つていただきたいとか、警察からいろんな情報をもらいたいとか、やはりそういうことがあると思うんですが、なかなか警察も、これまで地方の警察人数が少ないものですから、そういうことに付き合つていらぬないと、消防署の方だけでやつてくれというようなことをよく言われるそんなんですね。

今回のこの「協力を求めることができる。」といふ書き方でいくと、やはり今までと余り変わらないんじゃないかということを言われたんですが、これをもつと、しなければならないよう、もっと強くできないのかということなんですが、これについてはいかがでございましょうか。

○國務大臣(片山虎之助君) 今回、条文上、明らかに協力要請ということをさせてもらったんで、今までの事実上の協力を要請よりは大分違うと思うんですね。それで、高橋委員が言われるよう、できるでなくて義務付けろと、こういうことなんですが、これがまたなかなか難しいんですよ。相手の立場、仕事があります。特に警察なんかは

秘密を守るということもありますし、義務付けをやるということはなかなか難しいんです。

が、気持ちは、協力を請いたらしっかりと応じてもらうと、尊重してもらうと、こういうことでございまして、警察の方も大変人手不足だという話でございますんで、平成十四年度は四千五百人増えました。やはり横の、特に風営法の関係ですよね、身の危険だと。警察との協力体制は緊密に取つてまいりたいと。

それから、やっぱり建築基準法も関係ありますよね。建築基準法上の違法建築もかなりありますから。こういうところも連携を取つていただきたいと。そのための場を作るというようなことも三者の、これから検討いたしたいと、こう考えておりますんで、条文は要請ですけれども、気持ちはしっかりとやつていくと、こういうことでござります。

○高橋千秋君 是非、指導もしていただきたいと思うんですが、聞くところによると、警察と消防というのは余り仲が良くないというのもあつたりして、お互いの連携は余りうまくいっていないと、これは私の聞いた範囲だけかも分かりませんが、やはり警察四千五百人増員したといつても、単純計算すると一県に百人ぐらいで、一市にしたら二、三人ということがあります。その対応できるとはとても考えにくいんで、消防の方々にとってみれば、そういうちょっと怖いようなところへ行つても、消防の立場としては余り強いと言えないんですね。

この近所の赤坂辺りの飲み屋ビル行つても、階段通るともうめちゃくちゃな状態のところが非常に多いんですね。大臣は余りそんな安い飲み屋行かないかも分かりませんが、我々が行くようなところへ行くと、階段通るとすごいんですよ。エレベーターでびゅっと行けば分からいいんですけど、ちょっとと階段通ると物が一杯置いてあつたりして、その中にはちょっとこれはどうかなと思うような店もその中にはたくさんあつたりして、消防の方がこれをのけるとか、そういうのはなかなか言ひづらいと思うんですね。

ですので、そういう警察との連携についても是非とも指導していただきたいと思いますし、さつきの建築基準法の問題でも、新宿のあのビルなんか完璧に違反だと思うんですが、そういうそれぞれの省庁ですね、縦割りではなくて、やはり横の、是非風営法の問題はいろんな関連してくる法律が一杯あると思いますので、消防法だけではなくてほかの法律の対応も是非考えていただきたいといふふうに思っています。

次に、テナントビル、先ほど申しましたように、特に赤坂の飲み屋の話じゃありませんが、いろんなビル、一つのビルの中にいろんな形態の店が入つていますが、これの入退店の情報の把握といふのはできているんでしょうか。これはどこが主にやられるんでしょうか。

○政府参考人(北里敏明君) テナントビルの入退店の状況でございますが、消防機関の側では、消防法で防火管理者の選任届あるいは市町村の条例によりまして防火対象物の使用開始届、こういうものによりまして情報把握に努めているわけでございますが、なかなかテナント等からの届出が十分に行われないというような状態もあるようございます。

他方、警察あるいは建築行政機関、警察でございますと風俗営業法の営業許可、それから建築基準法の確認申請手続におきまして情報が把握できるということでございますが、それぞれが今努力をしております。ただ、その意味では、この関係機関の連携というのは非常に重要だろうというふうに思つてゐるところでござります。

○高橋千秋君 この防火対象物の使用開始届、これは市町村の条例で義務付けられているというふうに聞いたんですけど、先ほど、なかなか提出してもらえないというお話をありました。現実は、新築以外はほとんど出されていないというふうに思つてゐるんです。特に風営法で商売をしているような店の場合はほとんど提出しない。この前の新宿の火事でもどんな状態になつてゐたのか全く把握できていなかつたというふうにも聞いていま

す。

これについて、是非消防法でそういう把握ができるよう、防火対象物の使用開始届につきましては、全国的に各市町村条例で定めておりまして、その実態を把握することになります。

○政府参考人(石井隆一君) 今お話をございましたように、防火対象物の使用開始届につきましては、全国的に各市町村条例で定めておりまして、任務のある防火対象物の使用開始時に、今お話を出ましたように、消防法八条に基づいて、防火対象物の管理権原者から防火管理者の選任届が出ますと、こういうふうになつております。

したがいまして、防火対象物の実態の把握という点でいいますと、法制度面では一定の確保がなされているわけで、問題は、結局こういった届出が励行されていない、そういう実行面での違反的是正だと考えておりまして、今回の改正で、先ほどお話を出ましたが、防火管理者の選任命令違反に対する罰則を強化すると、それから今後、建築確認申請時に、これ関係省庁協力しろというお話をございましたが、建築確認申請時における、消防に当然協議がありますので、その同意をする際、あるいは防火対象物の使用届出のそれを効果的に使ってやるとか、それから先ほども話題に出ました立入検査の際のマニュアル、それから違反処理が、違反があつた場合の違反処理マニュアル、こういったものについて、それぞれ防火対象物の使用実態の把握をより有効にできるような方策を、これは現場の第一線の消防機関ともよく相談しながら考えて周知徹底を図つていただきたいと、こういうふうに考えております。

○高橋千秋君 新宿の火事を見るまでもなく、起つてからでは遅いんで、やっぱり予防ということが大事だというふうに思つんですね。

この防火対象物使用開始届なんですが、やはり違反状態が起きるまでにある程度チエックができますが、店を経営される側からとつても、二

重の手間も要らないし、お金も要らない。そういう部分では費用的な面でもメリットが出てくると思うんですね。ですので、今回そういう御答弁ですけれども、是非、現実的にここはこういうふうに変わってるんだということを把握できるような方策をやっぱり取つていかないと、責任者の届けをしないと罰則強くしますよと言つても、なかなかああいう風営法のような商売をやっているところがそれにちゃんと対応するかどうかというのは分からなんですね。

その意味でも、この使用開始届の対応も是非考

えていただきたいなと思うんですが、特に防火管理者の選任義務の生じるような防火対象物、共同防火管理についての協議の必要な防火対象物の権原者に届出を義務付けるようなことをした方がいいんではないかと思うんですが、いかがでしようか。

○政府参考人(北里敏明君) 御指摘の防火管理者の選任義務のございます防火対象物の管理権原者は、消防法の第八条の第二項に基づきまして、防火管理者を定めましたときには、遅滞なくその旨を消防長又は消防署長に届けなければならないというふうにされております。また、共同防火管理が必要な防火対象物につきましては、消防法の八条の二第二項に基づきまして、管理権原者が共同防火管理の協議事項、これを消防長又は消防署長に届け出なければならないというふうにされております。

したがいまして、いずれの場合におきましても、管理権原者につきましては、通常このようないくつかの届出が義務付けられているところでございまして、その届出の際に把握ができるというふうに考えておりまして、そういうような中で管理権原者の指導をしてまいりたいと考えております。

○高橋千秋君 次に、共同防火管理制度の見直しについてお伺いをしたいと思うのですが、さつき申し上げましたように、雑居ビルのような場合、いろんなオーナーさんが入っていまして、入るに当たつては不動産の管理会社がほとんどそれを対

応しているのが実態だと思うんです。ビルのオーナーが直接その店のオーナーに対しても金のやり取りをするとかいうことではなくて、間に管理会社が入つてくるわけですね。

借りている方からすると、そのビルの共益費といふ形で賃料とは別に共益費を払つていろんな部分を任せているわけですから、ビルのオーナー側から見ると、間に不動産管理会社が入つてほんと関知していないのが現状だと思うんですね。

そういう中で、階段だとそれからエレベーターとか、いろんな共同で使つてある部分、この管理責任というのが非常に特定が不明確になつてきているというふうに聞いております。こ

れについて、それを明確にしていくべきだというふうに思うんですが、いかがございましょうか。

○政府参考人(石井隆一君) 今お話を出ましたように、小規模雑居ビルのような権原の分かれていますが、これまでその部分につきましての権利関係者の調査がちょっと行き届かない面が実態としております。

ただ、階段等の共用部分の管理権原者につきましては、これまでその部分につきましての権利関係者の調査がちょっと行き届かない面が実態としております。消防機関がなかなか十分に把握できていなかつたということがあろうかと思いま

す。

そこで、昨年十二月の消防審議会の答申でも、共同防火管理の協議事項において階段等の共用部分の責任者を明示させる必要があるというふうな答申をいたしております。これを踏まえまして、今後、今回法改正をお認めいただきますれば、共同防火管理制度を明確に義務付けるといつたようなことにつきまして、消防法八条の二に基づく省令改正等できつちりと必要な措置を講じてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○高橋千秋君 措置命令出すにしても、だれに命

令出すのか分からぬというような実態だというふうにも聞いておりますので、是非この辺についでもしつかり特定できるようにしていただきたいというふうに思います。

それから、共同防火管理制度が創設されて三十年以上たつというふうに聞いてるんですけども、実効が上がつていらない状況にあると聞いてます。これについて、なぜ実効が上がつてこなかつたのか、それからこの制度を見直していく必要があるんじゃないかというふうに思つてますが、いかがございましょうか。

○政府参考人(北里敏明君) 権原が分かれています建築物の総体につきまして一人の防火管理者に管理させるというのは非常に難しいということをございまして、消防法八条の二によりまして、複数の権原を有する者に協議をさせまして、それで共同で防火管理を行わせると、これが共同防火管理の制度でございます。

ただ、その際、共同防火管理協議会の例えは代表者につきまして、限られた権原しかないテナントというものが代表者に選ばれるとか、そういう意味では共同防火管理協議会の代表者としてはふさわしくない方が選ばれるというような例もござります。

他方、小規模雑居ビルにつきまして見ますと、階段等の共用部分につきましては、今、長官も申し上げましたように、防火管理について責任を有する管理権原者が必ずしも明確にされていないとか、あるいは所有者とテナントの変更が非常に頻繁にございまして、そもそも防火管理者の選任率が低いと。それで、そういう意味で防火管理体制が構築できていないというような問題点が原因になつて、いるのではないかというふうに考えております。

○高橋千秋君 終わります。

○木庭健太郎君 消防法の質疑に入る前に、一点といふか、三月十二日でござりますけれども、宮崎県の延岡市にあります旭化成のレオナ工場といふのがござります。ここで出火がございまして、工場大火災と結局はなりました。工場内に放射性物質のコバルト60があるというようなこと、有毒ガスが発生するおそれがあるというようなこともございまして、この火事では工場から半径約一キロの三千六百九十八世帯、九千四百七人に避難勧告が出されるというような事態にもなりました。

この火事を見ておりまして、一応、火災発生から通報までに、工場内部の問題ではございますけれども、これ十四分ぐらい掛かっております。

方との関係が、僕は民法の問題もあると思うんですけど、非常に横の関係になつていて、命令がビルのオーナーから出せないんですね。こうしてほしとすることもなかなか言いづらい。ですから、是非こういう部分を、民法の改正ということにもなつてくるのかもわかりませんが、縦の関係にしてやはり防火に努めていかなければいけないといふふうに思います。

最後に、大臣にそのことも含めてお伺いをして、私の質問を終わらしたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 委員の言わわれるとおりなんですね。オーナーがはつきりしないで後ろに引つ込んでおつて、それでテナントはぐるぐるぐるぐる変わるし、ここも部分ごとに分かれている。これを少しでも今度改めようというので、共同防火管理協議会の代表者にはできるだけオーナーみたいな人をしてくれと、こう言つているんですが、だれが出てくるかわかりませんわね。

こういうことは一遍にはなかなかいきませんけれども、実態を詳しく調べながら私は直していかないかねと思つています。特に、小規模雑居ビルというのはそういう種類のものが入つていてるんですね。今後、十分御趣旨を踏まえて、検討させていただきたいと思います。

○高橋千秋君 終わります。

○木庭健太郎君 消防法の質疑に入る前に、一点といふか、三月十二日でござりますけれども、宮崎県の延岡市にあります旭化成のレオナ工場といふのがござります。ここで出火がございまして、工場大火災と結局はなりました。工場内に放射性物質のコバルト60があるというようなこと、有毒ガスが発生するおそれがあるというようなこともございまして、この火事では工場から半径約一キロの三千六百九十八世帯、九千四百七人に避難勧告が出されるというような事態にもなりました。

この火事を見ておりまして、一応、火災発生から通報までに、工場内部の問題ではございますけれども、これ十四分ぐらい掛かっております。

もう一つは、やはり通報がこうやつて少しづれることと、コバルト60があるということで放射能漏れというような問題もあって、それが直接原因かどうか分かりませんが、結局、消防活動 자체は少してこづつておりました。そういう意味で大火災、で、大避難というような形になつたんだろうと思われます。

ただ、こういうコバルト60を始めとする放射性のこの同位元素というようなものを取り扱っている全国の医療機関とか教育機関とか研究機関、民間企業合わせますと、全国で約五千か所ぐらいで利用されているとも言われております。ですから、こういうものを含んだ、いわゆる放射性同位元素等を持っているような施設から出火した場合という、そういう場合の消防活動というのが一体どんなふうに一つのそういう消防庁として形を持つていらっしゃるのかと、一体どんなふうに消防活動がなっているのかということをまずお伺いをしておきたいと思うんです。

○政府参考人(東尾正君) お答え申し上げます。原子力施設等におきましては、原子力施設等における放射性同位元素等取扱施設などを含みますこの放射性同位元素等取扱施設などを含みます。原子力施設等におきましては、原子力施設等における消防活動対策マニュアルというものを持っておりまして、これは、東海村のウラン加工施設における臨界事故を契機いたしまして、十三年の五月に全面的に改定いたしまして、都道府県消防本部に通知いたしました。

この内容は、ただいま御指摘のような放射性物質の特殊性を踏まえまして、消防隊員の安全確保、消防活動をどうするかと、このようなことを定めているものでございまして、特に被曝防止のための警防計画の整備ということを重点に置いております。また、それに先立つ隊員等に対する防災教育、訓練の実施なども定めております。各消防本部におきましては、このマニュアルに基づいて適切に消防活動を行つてているものと承知しておりますけれども、消防庁いたしましては、今後もこの円滑な消防活動と隊員の安全の確保のためにこのマニュアルの周知徹底に努めていきた

いと、このように考えております。

○木庭健太郎君 そういう体制は取られているん

だらうと思うんですねけれども、実際、今回その火災が起つてみて感じた点は、じゃ、その放射性同位元素が、そういうものを、コバルト60があると。ある場所が、本当に保管場所とかまたその量などとの把握というのが実際の現場で行われていたのかどうかというのが一つの大きな問題だったん

のかどうかという点もお聞きしたいし、もちろん隊員の訓練ということも必要でございます。

ただ、それと同時に、やはり住民の皆さんとの

関係の問題で、こういうことが起きた場合どうすれば死亡者が出るとかそういう事態にならなかつたんだと、言わば、しきりに共同訓練をやれとは言いません。ただ、そういう体制がしかれるような形というのがなければ、今回は幸い、本当に死亡者が出るとかそういう事態にならなかつたんでよかつたんですけれども、そういう意であります。

○政府参考人(東尾正君) お答え申し上げます。

は、そういう地元住民との合同訓練みたいな問題も含めてもう少し検討なさらなくちやいけない点ではあるんじやないかと感じておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(東尾正君) お答え申し上げます。

まず、この保管場所などの情報が地元に届いているかどうかということをございますけれども、消防庁いたしましては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律というものがございまして、この四十七条に基づきまして文部科学省から通知を受けます。これを都道府県に通知をいたしまして、また都道府県はこの内容を関係地方団体に届いているということをございます。

先ほど申し上げましたマニュアルによりまして、やはり事前対策の一環としまして警防計画などに

基づき適時このアイソートープの取扱施設と合同の訓練を実施するということにしております。

今回の事故に遭いました延岡の施設でございま

すけれども、ここでも三月二十八日に市消防本部は事業所と合同訓練を実施することと予定しておきましたところでございました。先ほど御指摘の、そのような把握というのが実際の現場で行われていた

は現在のマニュアルでは定められておりませんけれども、今後、関係行政機関と協議の上、そのようなことも含めて検討してまいりたいと考えております。

○木庭健太郎君 この問題でもう一点、これは報道でございましたけれども、延岡市さんは、今おつしやったように、本来ならばこれはコバルト60は文部科学省の所管と、放射性障害防止法四十七条とおつしやいましたがね、それに基づいて、この問題は、消防庁は文部科学省から連絡を受けて都道府県を通じて通知するというふうになつていて

と。ところが、報道によりますと、延岡市 자체がこのことをよく分かつていなかつたという点が報道もされておりました。

しかも、これは会社側と市の方で協定を結ぶん

ですね、公害防止協定とか。そういう問題の中にもこういう問題がある意味ではなくて、今回、この火災を受けて新たに協定の見直しをしなくちゃいけないというようなことが論議されている

こんな話になつていいわけですよ。

だから、法律はきちんとあるんだけれども実際

にそれが市の方で徹底されていたかどうかというような問題が逆に指摘されているような事態になつていると。規定されていることと実際に行われていることが違うじゃないかというようなイメージもこれ受けると思うんですね。やはり、その点はきちんとこういう問題についてはしておかなければならぬと、こう感じたものですから、その点について、この問題については最後、伺つておきたいと思います。

○政府参考人(石井隆一君) 放射性同位元素に関

も御説明申し上げましたとおり、文部科学省から通知を受けましたものを消防庁が都道府県に対し

て関係市町村に周知願うように通知すると、都道府県はそれを受けてその通知の内容を市町村に知らせると、こういうふうになつております。ただ、今、委員が御指摘のよう御懸念もほかにもあるかもしれませんので、この機会に消防庁部に伝達しているというふうに聞いております。

そこで、今、委員が御指摘のよう御懸念もほかに伝達するが、それは、この制度の仕組みや、それから単に制度どおり形で整つていればいいということじゃありませんの

で、しっかりと内実のあるような対応を取つてもらうように周知徹底をしたいと思っております。

○木庭健太郎君 さて、消防法の改正の問題でございますけれども、もちろんこれは例の新宿の歌舞伎町ビル火災を受けてこの改正がなされているわけでございますが、各委員のお話をお聞きしながら、一番の今回のこの目玉というのには立入検査という問題をどう強化するかということを改定の主眼になつておきたいと思います。

ただ、そうはいうものの、この立入検査の実施率という問題、御指摘もございました。この予防要員数が横ばいの中での対象物はどんどん増加

するというようなことで、平成十二年度で三〇・九%ですか、とにかくこれを向上していくしかなければならぬと、こう感じたものですから、その点について、この問題については最後、伺つておきたいと思います。

○政府参考人(石井隆一君) 放射性同位元素に関する情報ですけれども、ただいま東尾審議官から

いかかということが大事になつていくんだろうと思ひます。どうこの立入検査というものの強化について取り組んでいくつもりでいらっしゃるのか、改めてきちんと伺つておきたいと思います。

○政府参考人(石井隆一君) 御指摘のように、この違反は正の徹底を図りますためには、立入検査のやつぱり実施率をもつと上げなきゃいかぬということはおっしゃるとおりと思います。そのためいろいろ、先ほど人員の点でも議論がございましたが、努力はしておりますけれども、最近でいいますと、例えば平成十三年度の第一次補正予算で、雇用対策ということで緊急雇用対策特別交付金というのが制度ができましたけれども、これの推奨事業として消防防災支援要員の確保を是非に活用してほしいということで、これを全国の地方団体にお願いをしております。

それから、平成十四年度の地方財政計画においては、これは正に立入検査の強化を図る観点から、千七十七人分の予防要員の増員をする、地方財政計画上の措置をするというふうにいたしております。私どもとしては、その都度こういうふうにしましたよと、しっかりと予防職員の確保をお願いしますよということでお話ししているんですけれども、今回、消防法改正、御議決いただければ、これを機会に改めまして、消防機関に十分な立入検査体制を確保するための要員確保について十分に配慮するようにお願いをしたいと思っております。

○木庭健太郎君 今おっしゃったように、予防要員というのは現実足りないわけで、これをどう強化するかと。もちろん地方財政の厳しさとかいろんな問題がある。でも、現実的にはこれをどれだけ増やしていくかということが一番の問題なんだろうと思います。

いずれにしても、法成立すればそこへ更に強化をしていただけるとは思つておりますが、ともかく、人員の増強だけじゃなくて、予防要員の方たちの、どう効率的にやるためにという教育訓練の

問題もあるんだろうと思います。また、一つの立入検査マニュアルみたいなものの作成という問題についてどう、片山総務大臣はITが非常に好きでございますから、そういう活用という問題についても、どうこういうものにも使っていくかというような問題もあると思うんですよ。そういう点について、若松副大臣、御見解を伺つておきたいと思います。

○副大臣(若松謙維君) 何といつても、この立入検査の強化につきましては、予防要員を増やしていく等が極めて効果的でありまして、その点につきましては、先ほど長官が述べましたような、いわゆる人員増の確保を図つたところでござります。

さらに、効率的かつ効果的な立入検査の実施を向上し、支援するために、立入検査マニュアルというものを作成、特に小規模雑居ビルについて現在この立入検査マニュアルを作成中であります。年内、できたら夏か秋口にでも作成をして各消防本部に配付して、この予防事務を担当する職員の対応能力の強化のための研修制度の充実等を図りながら、今の立入検査の強化というものを実効性たらしめたないと考えております。

○木庭健太郎君 最後に、片山総務大臣にお伺いです。今まで消防機関はなかなか命令を出さないでございましたからね。疑わしきは命令を出すという姿勢で消防機関に発想を改めてもらいますように一生懸命努力いたします。

○木庭健太郎君 終わります。

○委員長(田村公平君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、渡辺秀央君が委員を辞任され、その補欠として平野貞夫君が選任されました。

○宮本岳志君 日本共産党的宮本岳志です。

四十四人の犠牲者を出した昨年の新宿歌舞伎町の雑居ビル火災は、改めて小規模雑居ビルでの火災の恐ろしさを示しました。私の地元大阪にも、キタとミナミの繁華街がございまして、多数の小規模雑居ビルがござります。早速、大阪市消防局が行つた緊急立入検査の結果を見せてもらいました。

ただ、遊技場、飲食店などが入居している三階建て以上の複合用途のビルで避難階段が一か所のビル、一千九百四十九棟を検査して、不備があつたのが千五百二十四棟、何と七八%に不備がございました。

ところが、それでも駄目になつたというか、それだけじゃもう間に合わない事態になつていて、ということが今問われているわけであつて、だから消防行政そのものの発想ですよ。つまり、出たんだと、命令を、そこに積極的な行政を行つたんだ

ということを主眼に置いた形でやらなければ、幾ら言つたとしても、これまでどおり行政指導やつてきているわけですから、その癖が付いているわけですから、言わば発想の転換そのものが必要な部分があるんだろうと思います。

そういったふうに私は思つておりますが、この点について総務大臣からお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 言われるとおりなんですね。今まで消防機関はなかなか命令を出さないでございましたからね。竹光みたなものですよ。抜かないながら、真剣か竹光か分からぬ。それがある意味では権力行政的ですから、慎重にやるという姿勢はいいんだけれども、こういうことが起りますとやっぱり改めて問われるんですね、その姿勢は。だから、私は抜けと言つてゐるんです。今度は竹光じゃなくてかなりな真剣を仕込みましたからね。疑わしきは命令を出すといふ姿勢で消防機関に発想を改めてもらいますようになります。

○政府参考人(北里敏明君) 消防力の基準は、市町村が消防の責任を遂行していくために必要とする消防力を整備するための指針でござります。予防要員につきましては、市町村の人口に十分の十二を乗じて得た数を基に、各市町村でそれぞれの実情を勘案しながら数を定めるというふうにされております。

各市町村がその勘案する項目としましては、防火対象物の種類と規模、あるいは市町村の管轄区域の面積等がございますが、かかる消防力の基準に基づきまして算定をいたしました予防要員数、平成十二年の四月一日現在で一万六千九十九人でございます。現在の予防要員数は一万一千五十六人でございますので、その差は五千四十三人ということになるわけでございます。

○宮本岳志君 告示で必要とされた数を五千人下回つてます。今回どれだけ増員するのか、人数と、その増員に必要な予算額をお答えいただけますか。

○政府参考人(北里敏明君) 新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえまして、立入検査の強化を図る、あるいは予防職員の充実を図るという必要がござりますので、私ども、十四年度の地方財政計画の策定に当たりましてそのことに重きを置きました、

摘要をいただいておるわけでございます。

そこで、消防庁といたしましては、こうした答申も踏まえまして、今後、風俗店の用途区分につきまして政令改正を行うという予定であります。

それからまた、これに関連してですけれども、国土交通省が設置した検討委員会におきましても、避難上支障の大きい新たな形態のこの風俗関係用途、これについては二方向避難を義務付けるべきだといった報告書が取りまとめられておりまして、これを踏まえまして国土交通省としても、今後、建築基準法の政令の必要な改正を行う予定だというふうにお聞きいたしております。

○宮本岳志君 私も現場を、大阪を少し見てきたんですけども、なかなか二方向の階段というのは少ないんですね。今後、やっぱりそういうことも予想されるわけですし、消防設備についても、まあ建物の改造に比べたら比較的負担は軽いとお伺いしているんですが、それでも数十万円というようなものの中にはあるというふうにお伺いをいたしました。

なかなか無利子の融資は難しいという御答弁もあつたわけですけれども、やはりさらに低利の融資も含めて、そいつた積極的な防災のための中小企業者の支援というものは検討すべきだと私は思っていますけれども、これはちょっと大臣に、そういう検討の必要性について御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人(石井隆一君) 今、委員おつしやいましたように、確かに、消防法令を遵守していくこととしますとビルの所有者などの事業者の方の経済的な負担がやはり問題になるわけでありまして、私ども消防サイドからいいますと、できればこの違反是正の徹底とか防火管理の徹底等を図る観点からできるだけ有利な融資制度がないものかと思うんですけれども、先ほど中小企業庁からも御答弁がございましたが、やはり無利子融資については大規模な自然灾害の場合等に、いろいろ私ども実は調べてみました。しかし、今どこの省庁でもそういう考え方で整理されているようですが

ざいます。

なお、現在、さつき中小企業庁からも少しお話をございましたが、多額の費用を要する消防設備等の設置に当たりましては、中小企業金融公庫の

中企事業展開支援特別貸付というのがあります。それから、国民生活金融公庫の環境衛生貸付とい

うのもございまして、これも利率一・五%でございまして、こういったものの活用が可能でございまますので、今回、改正によりまして一斉点検、定期点検等も行いますから、当然この管理権原者が設備の設置等を行なうケースが増えてくると思いますが、今のような制度融資を利用しまして長期低利の融資が受けられるというふうに考えております。

私もとしては、せつかくこういう制度もありますから、できるだけこうした制度の周知を図つてしまいりたいと思っておる次第であります。

○宮本岳志君 このパネルを皆さん見ていただきたいと思います。(パネルを示す) これは大阪市内の繁華街の写真なんですね。二十四時間の保育園、いわゆるベビーホテルのこれは写真であります。見てもらえれば分かるように、パークやスナックなどが入った雑居ビルの何と六階にこのベビーホテルはあるんですね。

このような雑居ビルの中にあるベビーホテルの数と実態、これは厚生労働省、把握しております。

か。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 各都道府県等からの報告によりますと、平成十二年十二月三十一日現在の状況ですが、ベビーホテルの数として全国で千四十四か所把握されております。

この中で二階以上にベビーホテルの部屋があるケースについてですけれども、五百強のベビーホテルが二階以上にあるというふうに把握いたしておりますが、お尋ねの雑居ビルの中にあるかどうかといったよ

うたったような建物の形態別の状況につきましては、ベビーホテルを含む認可外保育施設を監督する立場にあります都道府県においては把握され

ていると思思いますけれども、厚生労働省においてはその集計をいたしておりません。

○宮本岳志君 もう時間がなくなつてきましたので私の方で言いますけれども、このベビーホテルの基準でありますと、乳児は三人につき保育に従事する者が一人、それから一、二歳児は六人に一人、三歳は二十人に一人というのが多分厚生省の基準になつていると思います。

仮に万全な体制が取れていたとしても、一歳や二歳の子供は避難路があつても一人では脱出できません、もちろん。それから、保母が乳児を三人抱かれて避難するということも、これはそう簡単にできる話じゃないですね。今回の歌舞伎町では大人でさえ逃げられずに亡くなっているわけですから、こういう場所にベビーホテルがあつてそういう事態になつたらと思うと、本当にぞつとするわけがあります。

それで、このよな本当に危険性の高い雑居ビルの中にあるベビーホテル、これについてやつぱりきちんと全部つかむ必要があると思うんですねけれども、ちょうど今年十月から、児童福祉法が改正されまして、我が党はこの児童福祉法の改正是反対いたしましたけれども、幸いなことにすべての認可保育所について届出義務が生じます。

だからこれからはかかるわけですね、どこにあるかということはすべて分かります。この機会に直ちに、雑居ビルを始め全国のビル内にある認可保育所の立入検査を厚生労働省とそして消防庁とでやつて、事細かい基準がきちっと満たされているかということをしつかり見届ける必要があると思うんですけれども、最後に厚生労働省と、そして総務大臣の御決意をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(田村公平君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、岩城光英君が委員を辞任され、その補欠として後藤博子君が選任されました。

○松岡滿壽男君 今回の消防法の改正でありますけれども、昨年九月の新宿歌舞伎町での雑居ビルにおきまして四十四名の尊い命が一瞬のうちに奪われたという体験に基づいて、そういう大惨事を未然に防止するためには改訂がなされたということありますので、基本的に私も賛成であります。また、先行議員の方から、それぞれいろいろな角

え方の下に認可外保育施設の指導監督基準というのを設けておりまして、この指導監督基準の中に

は火災その他非常災害に対する措置についての基準も含めております。この指導監督基準に基づきまして、各都道府県等において、消防部局との連携も図りながら監督指導をやつていただいております。特に、認可外保育施設の中でもベビーホテルについては重点的に、最低年に一回以上立入調査をこれまでやつてきていただいております。

また、委員今御指摘になられましたように、昨年十一月の児童福祉法の改正は本年の十月から施行される予定でございますが、その中で、認可外保育施設の創設時の都道府県知事への届出あるいは毎年一回の定期的な運用状況の報告のシステムも創設いたしましたので、従来以上にベビーホテルなどの認可外保育施設の状況の把握を的確にできるようになつたというふうに考えております。

今後とも、消防部局ともよく連携を取りながら、防災なども含めて、認可外保育施設の指導監督、も民生部局とよく連携を取つてやります。

○宮本岳志君 ありがとうございました。終わります。

○国務大臣(片山虎之助君) 今、厚生労働省の局長からお話しをうけましたけれども、消防の方も民生部局とよく連携を取つてやります。

○宮本岳志君 ありがとうございました。終わります。

度から既に議論もなされておるわけであります。

〔委員長退席、理事景山俊太郎君着席〕

査の結果、九割を超える防災対象物で何らかの令違反が指摘されたということになりますが、結果、九割といつたらもうほとんどが法令違反犯しているという実態にあるわけですね。

我が國の状況を考えると、あらゆる面で今、朝もワイドショリーで政治向きの話もございました。片方で、偉い役職の方から、週刊誌に取り上げられたやつを全部話をされるべきじゃないかという話があれば、片方から、いやいや、まず自分のことからお話し下さいという話があります。こういうことでは、それぞれの国民の皆さん方へ決まつたルールを守りなさいということが非常に言いくらいの状況の中、実態的にはこのように割を超す法令違反。

それにはどう対処するかということでありましたが、いろいろ立入検査とかあるいはいろんな命でありますとか罰則規定とか強化をされるわけですが、私は、基本的には今の日本というのは意の改革というのはもう難しいと思いますよね。だから、制度を変えるか、罰金を、罰を厳しくしていく、罰則を、ということしかないんだろうとうんですがこの九割を超える違反があつたとう実態の前にどのようなフォローアップを具体にされようとしておられるのか、基本的な考え方をまず伺いたいというふうに思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 今お話しのよう去年の十月三十一日現在、これが起つた後調ましたら、約九二%の防火対象物が何らかの違をやっていると。そこで、十一月末に一斉立入査をやつて指導をいたしました。そうしましたら平成十四年一月三十一日現在、ということは年末からいいますと三ヶ月たつた後、違反が七九まで減りました。余り威張れる数字じゃありませんけれども、九三が七九に減つている、立入検査をやつただけで。

て直して強化して、本気で立入検査や定期点検をやれば、私は相当減るんではなかろうかと。消防機関のその姿勢ですね、決意と姿勢いかんによるんではなかろうかと。そういう意味で、よく消防機関の協力を仰ぎたい、こういうふうに思つております。

○松岡満壽男君 それと大事なことは、先ほど來の質疑がありましたが、要するに消防と警察と、さつきも厚生労働省、ベビーホテルの話もありましたね、それから建築行政、こういう従来の縦割り行政の弊害がやっぱりあるわけですよね。それをどのようにうまく一つの事故防止のために、国民の安全と財産を守るために集中していくかといふことが、やっぱり私はシステム的に制度的に必要だというふうに思うんですね。それがどういう形で今後生かされていくのか。例えば、今のベビーホテルの話も私聞いてびっくりしたんですけども、それは考えられない話ですよね、その雑居ビルの中にある。それは、厚生労働としては、いや、都道府県がやっていますという話じゃ、これは済む話ではありません。

そういう問題について、どのように今後対応をされようとしておられるのか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 正にそうなんですね。関係機関との連携をどうやって取っていくか。制度的には協力要請、照会要請というようなことを法案に書かせていただきましたが、事実上、今、中央に関係省庁の協議会を作つてまして、これはどういう仕組みにするかの相談でございまして、ここでいろんな結論を得て、それを末端の実施機関に流していくみたいと、こういうふうに思つておりますし、正に今回のこの消防法の改正が実効を上げるかどうかは警察あるいは建築基準当局あるいは厚生労働・民生関係だとかとの連携いかんによると、こういうふうに思つておりますので、今後とも、その方策について十分協議しながら、適切な方途を探つてしまいたいと思つております。

○松岡満壽男君 是非、大臣、そのような方向で、国民の安全と財産を守る方向で頑張つていただきたいというふうにお願いをいたします。

さて、罰則強化については、防火対象物に対する使用停止命令の違反、これは懲役一年以下、罰金五十万から、懲役三年以下又は罰金三百万。それから法人については両罰規定なしから罰金一億円以下に引き上げる、それから防火対象物に対する措置、これも大体本身は同じような罰則規定の強化になつておりますが、先ほど来オーナーとテナントとの話も出ておりましたし、その辺の対象者を、大体オーナーとテナント、どういう比率で、もう先行議員がいろいろの御質問をされたものですから、質問通告しておりますので申し訳ありませんが、その辺踏まえて、ちょっとお答えをいただきたい。どのぐらいの、例えば罰金であればどの程度のものを予測しておられるのか。

○政府参考人(北里敏明君) 罰金につきましては、従来例えは三十万円であつたものを二百万にするとか五百万にするとか、そういう形で様々な防火管理義務違反につきましてはレベルを上げておりますし、それから両罰規定におきまして企業に対して一億円の罰を科す、両罰規定を科すというような内容になつております。

○松岡満壽男君 だから、当然そういうことで今までの法令違反の実績もあるわけでしょう。そうすると、どのぐらいの金額に換算すれば罰金が入るかということぐらいある程度予測されるわけでしょう。それを聞いているんですよ。

○政府参考人(石井隆一君) これは委員、我々は、まずそういう定期点検それからその後いろいろの問題があるならば立入調査をして、そしてそれに違反すれば罰金を掛けますよ、しかも従来に比べたら相当重いですよ、こうやるので、これはしかし基本的には、それで収入をたくさん取ろうと思つてやつているというんではなくて、御承知のようにそれを抑止力にしてきちんと法令を守つてもらおうということでございますので、まずそのことで私たちも、さつき大臣が御説明になりました

○松岡満壽男君 私がそういうことをあえて聞きましたのは、やはり本気でやろうとしているかどうかということを敏感に相手方は感じるんですよ。だから、その辺のしっかりした姿勢を持っていただきたいということを申し上げておるわけであります。

それで、防災物品関係の違反が約四割あつたといふんですね。この防災物品関係というのは、防災物品というものは中身も私もよく分からんんですけど、この違反については立入検査、違反は正措置、これを講ずることになつておるんでしょうね。防災物品関係というのは具体的にどういうものなのか、そしてその場合に、違反があつた場合についてはどういう措置を講ずることに具体的になるのか、その辺を教えてください。

〔理事景山俊太郎君退席 委員長着席〕

○政府参考人(東尾正君) ただいま御指摘の防災物品でございますが、これは一般的には私ども防炎物品というふうに言つておりますし、カーテンとかじゅうたんのようなもので、難燃性を持つて実際に火災があつたときでも火災の延焼を防ぐという機能を持つております。

この問題につきましては、今御指摘のように約四割が違反ということでございましたので、それを発見した場合にはそれを取り替えさせるということは、何ら罰則とかそういうものはないわけなんでしょうが、それを取り替えるだけなんですか、防炎物品といふのは、何ら罰則とかそういうものはないわけ

○松岡満壽男君 さつき間違えました。防炎じやなくて防炎物品ですね。

○政府参考人(東尾正君) 防炎物品の使用違反につきましては、当然措置命令の対象となりまして、措置命令に従わない者はやはり罰則の対象となります。

○松岡満壽男君 それでは、全く違う話になりますが、市町村合併に伴う消防本部の体制の整備強化についてお伺いをいたしたいと思うんです。

今、総務大臣も平成の大合併ということでお頭を取つて各地に赴いておられるわけであります。が、ようやくそういう部分についての関心も高くなつてきているんですが、從来広域消防その他、消防体制、地域の中へ根付いたのがあります。新しい枠組みでの合併という形になつてきた場合に、それぞれ地域の実情に合つた消防本部体制の整備というものが必要になつてくるわけでありますけれども、消防庁としてはこの問題に対しどのように対処されるおつもりなのか、お伺いした

いと思います。

○政府参考人(石井隆一君) 消防の広域再編を進めて消防の対応力を図りたいということを私どもかねて考えておりまして、これまで消防補助金の優先配分ですとか、無線中継施設の補助対象化ですか、あるいは庁舎を新改築する場合に交付税措置のある地方債の充当率の引上げをやるとかといったようなことを行つてまいりました。今お話し出ましたように、一方で市町村合併をどんどん進めるという流れになつております。また、災害の方も大変、今の時代ですから、複雑多様化する傾向があるわけとして、できるだけ迅速的確に対応していく必要があると。両方相まってやはり消防の広域再編を更に進めなきゃいかぬと思つております。

そのために、昨年三月に、都道府県が策定しております消防広域化基本計画というのがありますが、これを見直してほしいということをお願いしております。そして、さらに昨年の十二月には、これまでの財政措置の内容を見直しまして、一方で市町村合併進めるために合併重点支援地域といつたものを都道府県が指定するようになつておりますけ

れども、そういった合併重点支援地域等を包含する地域に財政措置の対象を絞つた上で従来の財政化についてお伺いをいたしたいと思うんです。

今、総務大臣も平成の大合併ということで音頭を取つて各地に赴いておられるわけであります。が、ようやくそういう部分についての関心も高くなつてきているんですが、從来広域消防その他、消防体制、地域の中へ根付いたのがあります。新しい枠組みでの合併という形になつてきた場合に、それぞれ地域の実情に合つた消防本部体制の整備というものが必要になつてくるわけでありますけれども、消防庁としてはこの問題に対しどのように対処されるおつもりなのか、お伺いした

いと思います。

○政府参考人(石井隆一君) 消防の広域再編を進めて消防の対応力を図りたいということを私どもかねて考えておりまして、これまで消防補助金の優先配分ですとか、無線中継施設の補助対象化ですか、あるいは庁舎を新改築する場合に交付税措置のある地方債の充当率の引上げをやるとかといったようなことを行つてまいりました。今お話し出ましたように、一方で市町村合併をどんどん進めるという流れになつております。また、災害の方も大変、今の時代ですから、複雑多様化する傾向があるわけとして、できるだけ迅速的確に対応していく必要があると。両方相まってやはり消防の広域再編を更に進めなきゃいかぬと思つております。

そのために、昨年三月に、都道府県が策定しております消防広域化基本計画というのがありますが、これを見直してほしいということをお願いしますが、これをお伺いいたしたいと思います。

○政府参考人(石井隆一君) 委員御指摘のとおり、消防団員につきましてやはり減少傾向が見られるわけでございます。

私どもとしましては、まずやはり消防団員の処遇改善を図ろうということで、これは私どもの片

山大臣も大変に力を入れていただいておりまして、平成十四年度は報酬や出動手当等の地方交付税の算入額の引上げを図る、それから退職報償金の基準額の改善を図ると。それから、これは議員仕組みを作つております。

もう少し具体的に言いますと、例えば消防車両ですとかそれから緊急時の通信指令施設に対する補助金の優先配分ですか、それからいろんなシステム変更などのソフト経費に対する交付税の措置をするとか、あるいはどうしても広域化しますと消防庁舎や何かの新改築ということに合わせて防災センター造るとかいろんなことがありますので、地域総合整備事業債といつた特別の起債を配分するとかいったようなことをやつており、あつ、地域活性化事業債を配分するといったような仕組みにしております。

今後とも消防の広域再編、これは必要だと思いますので、しっかりと進めていきたいと思っております。

○松岡満壽男君 先ほど大臣は、消防職員千人増員ですか、それで十五万三千というお話をあります。したが、消防団員の方ですね、今度は、消防団員数が九十四万四千三百三十四人と、平成十三年四月一日現在でそういうことになつておるようであるとかいつたようなことを行つてまいりました。今お話し出ましたように、一方で市町村合併をどんどん進めるという流れになつております。また、災害の方も大変、今の時代ですから、複雑多様化する傾向があるわけとして、できるだけ迅速的確に対応していく必要があると。両方相まってやはり消防の広域再編を更に進めなきゃいかぬと思つております。

そのために、昨年三月に、都道府県が策定しております消防広域化基本計画というのがありますが、これを見直してほしいということをお願いしますが、これをお伺いいたしたいと思います。

○政府参考人(石井隆一君) 委員御指摘のとおり、消防団員につきましてやはり減少傾向が見られるわけでございます。

私どもとしましては、まずやはり消防団員の処遇改善を図ろうということで、これは私どもの片

するよう、そのためには、消防力基準に照らして慢性的に不足している消防職員や建築基準法の審査に当たる自治体職員を充足をして増員することを求めたわけです。

同時に、その一つの緊急の方法、臨時の人材活用手段として、小泉不況が深刻化をするという中で、たくさんの失業者を生かす道としても、経験豊富な建設業あるいは不動産業部門の失業されている方々にこうした消防法違反や建築基準法違反の調査や是正指導に当たつてもらうことも提案をいたしました。

具体的には、このとき補正予算で提案されようとしておりました緊急地域雇用創出事業の特別交付金を活用してまずは短期でもよいから雇用創出と消防防災を図るという、こういう方法を提起もも、できるだけ消防団員の確保に配慮していただ最終的にはもちろん自立的判断なんですかけれども、できるだけ消防団員の確保に配慮していただこうにお願いをしておるところでございます。

また、こういう状況、狭い意味でのお金に絡むようなところだけではなくて、結局、例えば今サラリーマン化も進んでるということもありまして、事業所の協力といったことも必要なものですから、そういう点で事業所にできるだけ消防団員出していただくようにお願いするとか、いろんな努力をしておるところでございます。

○松岡満壽男君 セっかく、昨年の雑居ビル、あいう大惨事を再び起こすまいということで今回この十年間で四万三千人ほど減少しているんですね、消防団員の方は。充足されていないんですよ。それから、女性団員が一万七百七十六人で、十年前より七千人増えていると。

地域防災上重要な役割を果たしているこの消防団の団員確保のために、非常に最近サラリーマンが増えておりますが、これに対して、報酬、出勤手当などで処遇がされておりまして、報酬、出勤手当などで処遇がされているわけですが、この減少していく一方の歯止めをどのように形で考えておられるのか、それをお伺いいたしたいと思います。

○政府参考人(石井隆一君) 委員御指摘のとおり、消防法の改正ということになつたわけでありましたが、先ほど來の議論のように、今までの消防体制あるいは各役所の縦割り行政の弊害、そういうのを取り除きながら、国民のやはり安全と財産をいかに守るかという立場に立つて、是非ひとつ大臣中心で頑張っていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○又市征治君 社民党的又市です。昨年の九月一日に四十四名が亡くなるという痛ましい歌舞伎町の火災事故がありまして、私はその二十一日にこの委員会で事故後の対策について質問をいたしました。その際、私は、同じような事故が起きないうちに短期に集中して違反を是正

○又市征治君 この臨時雇用による支援要員活用の取組を府県別に見ますと、大分凸凹があるようです。全国平均で対象物の数八千四百件余りでござります。これの雇用実績でござりますけれども、平成十四年度、今年度につきましては四十四の道府県におきまして約千七百人の雇用が予定をされているところでございます。

○又市征治君 この臨時雇用による支援要員活用の取組を府県別に見ますと、大分凸凹があるようです。全国平均で対象物の数八千四百件余りでござります。これの雇用実績でござりますけれども、平成十四年度、今年度につきましては四百三人。一人当たり持ち分は四・九件ということですが、私の出身の富山県では一人当たり〇・三

件と少なく、つまりそれだけ丁寧に支援、指導ができるということになるんだろうと思うんです。逆に持ち分の多い府県では、同じ北陸地方を見てみましても、一人当たり十三・二件といった府県もあるわけでありまして、ここで全国平均並みに丁寧に活動をしてもらうためには今の二・七倍の要員を雇う必要があるんではないか、こういう計算が出てまいります。

この数値だけはもちろん比較はできませんけれども、今回の趣旨は、個別の物件をやっぱり丁寧に、場合によつては繰り返し支援、指導するこにあるわけですから、国としてはこうした点も更に府県に周知をすべきでないかと思うんです。

○政府参考人(石井隆一君) この消防防災支援要員、この交付金制度を活用してやるというのはなかなか、委員の御指摘もありまして、いい事業だと思つておるんでござりますが、消防防災支援要員の業務というものは、違反是正指導を始めとしまして、本来の消防職員とお互いに協力しながらやつていくという性格のものでござりますので、今、委員御自身がおつしやいましたように、必ずしもこの消防防災支援要員の数が多いか少ないかだけその個別の物件への丁寧な指導ができるかどうかというのを一概には言えないだろうと思ひますけれども。

ただ、せっかくのこういう制度でございますから、支援要員の数が極端に少ないような都道府県につきましては、私どもも改めて今回こういう仕組みができたということも周知徹底しまして、恐らく、先ほど来議論出でていますように、予防関係、人が足りないということが割にどこの県、市町村でもあるんじゃないかと思いますので、是非活用していただくよう私どもとしても努力してまいりたいと思っております。

○又市征治君 ありがとうございました。
先ほど来ありますように、十四年度予算では、今のこと全国で延べ千七百三人、一人当たり約二百万円ということになるわけですねけれども、臨

時雇用されたのはどういう資格、経験を持つた人たちなのか、事業はどういうルート、つまり自らの直接雇用なのか指定法人等への委託なのか、かということの概略をお示しをいただきたいと思います。

○副大臣(若松謙維君) 消防防災支援要員の確保の具体的な方法等でございますが、まず各県の消防設備保守協会や防災指導協会等の消防防災の分野に一定の実績を有している法人に委託を実施しているなど、各地方公共団体の実情に応じた対応が図られていると認識しております。地方公共団体によっては、消防防災支援要員として消防設備士や消防設備点検資格者等に限らず幅広い人材に門戸を開いている地域が多いとも認識しております。

そして、この消防防災支援要員であります。

この要員に対しては、基本的に民間人でいわゆる失業中ということで、単年度雇用というのが原則であります。当然再雇用も認めていたという前提の下にこの要員に対しましては、消防法令や

点検制度の概要などについての研修を行うように推奨しておりますが、おおむね数日間程度の研修を行つてあります。それが、おおむね数日間程度の研修を行つているものと把握しております。

○又市征治君 長官に改めてお聞きをいたしますが、消防庁で通知文書を出されておりますけれども、その中に、違反是正支援員が立入検査にならない範囲内で、という箇所があるわけですけれども、これはどういう意味なのか、まず一つですね。つまり、法的権限のない臨時雇いの支援員が立ち入るのに、相手が、先ほど来から出でておりますけれども、風俗営業等もあるわけですから、トラブルや御苦勞も大変あるんだろうと思うんです。一方、我々が求めてきた趣旨としては、従来、職員数の不足でできなかつたきめ細かな是正指導

良しあし両面を含めて、現場での運用状況をお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(石井隆一君) 消防法の第四条に基づきまして、消防職員については、この防火対象物に対する立入検査を行うことができる、こうされておるわけですが、消防防災支援要員につきましては、今には当たらないものですから、立入検査を行う権限は残念ながら法律上はないわけあります。

これらの方々は、今話に出ましたがあつたが、いろいろ消防関係の資料作成でござりますとか、それから名前で人の特定などのほか、例えば、防火対象物に係る任意調査ですか防火対象物の関係者への照会への対応など、いろんな事業に、事務に従事していただいておりまして、幸い平成十三年度中にトラブルが生じた例というのをお聞きしております。

違反是正支援員の支援効果というのを全国調査まだしておられませんけれども、例えば山梨なんかで聞きますと、十三年の一月から三月までの間に立入検査の執行率が二倍近くになつたと。そういう支援員を雇用させていたいた結果、本来の消防職員がそれだけ立ち入れるようになつたと。

それから、委員の地元の富山県にも念のために聞いてみましたが、大変、この台帳整理ですか防火対象物関係者との連絡といったような内部事務にやつていただいていますけれども、その結果、本来の消防職員が立ち入りつたりいろんなことがしやすくなつたというふうな報告を受けておりまして、なかなかうまくいっているんじやないかと、こういうふうに思つております。

○又市征治君 せつからくこうした方々を、そういう意味では雇用もし、防災に当たつていただこうということなんですが、権限がないために極めて補助的な、事務的なという、こんな格好で、こちらのところはもう少し何かできないものか。これはひとつ御検討を是非いただきたいなと、こう思います。この意見だけ述べておきたいと思います。

その方々をベテランのこういう人たちが時間を掛けて親切丁寧に行つていただく、説得的な効果があるんだろると、こう思うんですが、こうした

大臣にお伺いをいたしたいと思いますが、最終的に違反が改善をされて町の安全が高まつてほしいわけですけれども、これまでのところ、成果は上がつていているというふうに御認識されているのかどうか、まず一つ、そんなところ。

それから、職員による是正と支援員による効果とを区別して比較することは不可能だと思いますけれども、この間の取組すべて合わせて、結果としてどれだけの違反の解消につながつてきたのかという点。

あわせて、今後の体制整備、先ほど大臣からもお話をございましたけれども、平成十四年の地財計画では、予防職員一千七十七人増員して、四十八億円ですか、予算措置をしているというふうにおつしやっていますが、先ほど来からの各委員の指摘からいえば、特に人員について、職員によるものと、もっと増員をすべきだと、あるいは一方お話がございましたけれども、今後のそ

うした体制整備というものをどのように図つていらっしゃるんだろと、あるいは一方でまた、緊急雇用によるこうした臨時雇用の両面があるんだろうと思いましてけれども、今後のそ

うとした体制整備というものをどのように図つていらっしゃるんだろと、あるいは一方でまた、緊急雇用によるこうした臨時雇用の両面があるんだろうと思いましてけれども、今後のそ

うとした体制整備というものをどのように図つていらっしゃるんだろと、あるいは一方でまた、緊急雇用によるこうした臨時雇用の両面があるんだろうと思いましてけれども、今後のそ

うとした体制整備というものをどのように図つていらっしゃるんだろと、あるいは一方でまた、緊急雇用によるこうした臨時雇用の両面があるんだろうと思いましてけれども、今後のそ

うとした体制整備というものをどのように図つていらっしゃるんだろと、あるいは一方でまた、緊急雇用によるこうした臨時雇用の両面があるんだろうと思いましてけれども、今後のそ

うとした体制整備というものをどのように図つていらっしゃるんだろと、あるいは一方でまた、緊急雇用によるこうした臨時雇用の両面があるんだろうと思いましてけれども、今後のそ

うとした体制整備というものをどのように図つていらっしゃるんだろと、あるいは一方でまた、緊急雇用によるこうした臨時雇用の両面があるんだろうと思いましてけれども、今後のそ

うとした体制整備というものをどのように図つていらっしゃるんだろと、あるいは一方でまた、緊急雇用によるこうした臨時雇用の両面があるんだろうと思いましてけれども、今後のそ

うとした体制整備というものをどのように図つていらっしゃるんだろと、あるいは一方でまた、緊急雇用によるこうした臨時雇用の両面があるんだろうと思いましてけれども、今後のそ

うとした体制整備というものをどのように図つていらっしゃるんだろと、あるいは一方でまた、緊急雇用によるこうした臨時雇用の両面があるんだろうと思いましてけれども、今後のそ

が増えているんですね。で、これからは予防、査察を増やす必要があると思いますんで、本年度は千七十七人増やしましたけれども、今後とも、全体の定数の状況を見ながら増やしていきたいと。どうもこのところ、警察と消防はかなり増えているんですよ、警察、消防、福祉が。一般の方はどうんどんと減らしていますからね。その辺の見合がありますが、なお努力いたしたいと、こういうふうに思います。

○又市征治君 ありがとうございます。

今お話をございましたけれども、違反が一四、五%、相対的には減っているということですけれども、そうはいつても、大変な違反の数があるわけありますから、余り自慢できる数字ではない、

このことだけは率直にお互いに認め合わなきやならぬのだろうと思うんです。

残念ながらイタチごつこの面もあるわけでありますから、点検をしていくということにして、違反を減らす間には、何回も継続して現地を調査をして、あるいは是正勧告や命令を出して、この命令の部分はかなり強化をするということをございますから、点検をしていくことが大事なんだと思います。

そのためには、今法定されている検査のイン

ターバルを縮める。例えば、六ヶ月となっている

対象建築物を三ヶ月にするなども必要で

もありますし、今度の法改正そのものは私どもは賛成でございます。同時に、これを実効あらしめ

るために、引き続き、やっぱり監視指導要員の確保と充実はその恒常化、正規職員化が必要であることは先ほど来から他の委員も指摘をされておるところであります、その点を改めて求めまして、終わりたいと思います。

○委員長(田村公平君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入れます。消防法の一部を改正する法律案に賛成の方の手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田村公平君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、伊藤君から発言を求められておりますので、これを許します。伊藤基隆君。

○伊藤基隆君 私は、ただいま可決されました消防法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会・公明党・日本共産党、国会改革連絡会(自由党・無所属の会)及び社会民主党・護憲連合の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

消防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法を施行するに当たり、次の事項

一、防火対象物の避難経路における避難に支障となる物件の存置、消防用設備等の設置維持

に関する重大な違反等があり、消防法第五条等の要件を満たす場合において、警告を發した後、履行期限内に違反は正がなされないと

きは、速やかに措置命令を発動すべき旨を地

方公共団体に対し、マニュアル、通知等で周知すること。

二、消防法令違反のは正等の予防事務を担当する職員の対応能力の強化を図るため、研修制度の充実等により、職員の資質向上に努める

とともに、専門的職員の育成及び研修要員を確保するため、十分な財政措置を講ずること。

三、防火対象物の定期点検報告制度の導入に当たっては、管理権原による確実かつ円滑な

点検の実施に向け、消防機関が、その周知徹底に努めることができるよう、必要な措置を講ずること。

四、雑居ビル等管理権原が分かれている防火対象物の増加にかんがみ、管理権原により共同して防火管理を行うなど、防火対象物全体の自主的な防火管理の充実のため、消防機関において十分な指導を行うことができるよ

う、組織や体制の整備を推進すること。
五、多数の死者が発生するなど悲惨な事態を招くと考えられるものが発生した場合等には、消防法第三十五条の二による消防庁長官の火災原因調査を速やかに求めるべきことについて地方公共団体に対し周知すること。

六、今後、地方公共団体から求めがない場合に模な災害等に対し、より迅速・有効に対応できるよう、消防防災体制の充実強化策について速やかに具体的な検討を進めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(田村公平君) ただいま伊藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(田村公平君) 全会一致と認めます。

つて、伊藤君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、片山総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。片山総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(田村公平君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(田村公平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時四分散会

平成十四年四月二十四日印刷

平成十四年四月二十五日發行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

P